



公正取引委員会による「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」の公表

執筆者： 弁護士 茂木 諭
弁護士 阪本 凌

Feb 2024

In brief

本ニュースレターでは、公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）が昨年（2023 年）12 月に公表した「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」（以下「独占禁止法コンプラガイド」といいます。）について、その作成の趣旨（後記 1）、構成・スコープ（後記 2）及び各事業者において参考とする際のポイント（後記 3）を概説します。

In detail

1. 独占禁止法コンプラガイド作成の趣旨

公取委は、2023 年 12 月 21 日、独占禁止法コンプラガイドを公表しました¹。

これまでも、公取委は事業者や事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について、アンケートやヒアリング等の実態調査を行い、その結果等を取りまとめた報告書を公表してきました²。

今般公表された独占禁止法コンプラガイドは、かかる過去の各調査結果を踏まえつつ、北米・南米・EU 及びその各加盟国・アジアにおける同様の取組を参考として、公取委が「主にカルテル・談合に関して、個々の事業者が実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用するうえで参考となるベストプラクティスを整理」したものです³。なお、同ガイドにおいて、「独占禁止法コンプライアンスプログラム」とは、「企

¹ 公取委 web サイト (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231221compliance.html>)

² 公取委による過去の取組内容については、独占禁止法コンプラガイド 2-3 頁において列挙されているほか、公取委 web サイトの「企業コンプライアンス」ページ (<https://www.jftc.go.jp/dk/konpura.html>) からその内容を確認することができます。

³ 独占禁止法コンプラガイド 1 頁

業が独占禁止法に違反するリスク...(中略)...や独占禁止法に違反した場合に負担することとなる不利益を適切に回避・低減するための仕組み・取組」と定義されています⁴。

独占禁止法コンプラガイドは、新たに独占禁止法コンプライアンスのための取組を企画している事業者のみならず、既存の取組について見直しを行おうとする事業者にとっても参考に値する考え方・具体例の記載が豊富に掲載されています。

2. 独占禁止法コンプラガイドの構成・スコープ

本項では、まず、本文 80 頁にわたる独占禁止法コンプラガイドの構成をご紹介しますとともに、言及されている内容のスコープ(特に、取り上げられていない事項)について簡単にご説明します。

(1) 独占禁止法コンプラガイドの構成

独占禁止法コンプラガイドの構成は下表のとおりです。その本論では、まず「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用する意義」(第 1)として独占禁止法コンプライアンスプログラムがもたらすメリット等の総論的な内容が説明され、これに続いて「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素」(第 2)として具体的な取組内容についての考え方や実際の取組例が紹介されています。

このうち後者(第 2)では、「違反行為を未然に防止するための具体的な施策」(第 2-2)及び「違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策」(第 2-3)に大別して個別具体的な取組テーマが取り上げられるとともに、それら全般に共通する取組テーマや留意点(第 2-1 及び第 2-4)が記載されています。

独占禁止法コンプラガイドの構成		頁
はじめに		1
第 1 実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用する意義		4
1 実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用を怠ることのリスク		4
2 実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用によるメリット		5
3 実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの全体像		7
第 2 実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素		9
1 独占禁止法コンプライアンス全般		9
(1) 経営トップのコミットメントとイニシアティブ		9
(2) 自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応		14
(3) 独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用		19
(4) 組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分		27
(5) 企業グループとしての一体的な取組		34
2 違反行為を未然に防止するための具体的な施策		38
(1) 競争事業者との接触に関する社内ルールを整備・運用		38
(2) 独占禁止法に関する社内研修の実施		42
(3) 独占禁止法に関する相談体制の整備・運用		48
(4) 独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用		52
3 違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策		55
(1) 独占禁止法に関する監査の実施		55
(2) 内部通報制度の整備・運用		59
(3) 独占禁止法に関する社内リニエンシー制度の導入		64
(4) 独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応		67
4 プログラムの定期的な評価とアップデート		72
おわりに		75

⁴ 独占禁止法コンプラガイド 4 頁

なお、独占禁止法コンプラガイドは、あくまで事業者における取組において参考とするためのものとして作成されたものであり、独占禁止法の解釈・適用に関する公取委の考え方が整理されたガイドラインとは性質を異にするものであることに留意が必要です。したがって、例えば、個々の事業者の行為が独占禁止法違反と評価され得るか否かについての考え方などは示されていません。

もっとも、独占禁止法コンプラガイドに記載の考え方や取組例が、各事業者の実情に応じた形で取り入れられることにより、独占禁止法違反行為の発生を防止することに資することが期待されます。

(2) 独占禁止法コンプラガイドのスコープ

独占禁止法コンプラガイドが主に念頭に置いている独占禁止法違反行為は、いわゆるカルテル・談合（独占禁止法上の「不当な取引制限」等に該当する行為）であり、より具体的には「入札談合、受注調整、価格カルテル、数量カルテル、技術制限カルテル等と呼ばれるものであって、競争制限効果のみをもたらす共同行為」とされています⁵。

そのため、以下のような行為については、直接的には独占禁止法コンプラガイドのスコープに含まれていないため、別途、これらに関する独占禁止法上のコンプライアンスの観点からの留意が必要となります。

① 「不当な取引制限」として問題となる行為の中でも、競争促進的な側面が認められる業務提携や、「社会公共的に望ましい目的のために実施され消費者利益をもたらすことが期待されている取組」⁶

② 「私的独占」や「不公正な取引方法（優越的地位の濫用や再販売価格維持等）」といった、「不当な取引制限」以外の違反行為類型に該当する行為

もっとも、独占禁止法コンプラガイドには、社内研修の実施方法や社内規程・コンプライアンスマニュアルの設計等、独占禁止法遵守全般に関する取組時の留意点が豊富に紹介されていることから、カルテル・談合以外の違反行為類型防止のための具体的な取組を検討するに際しても一定程度参考となる内容になっているものと考えられます。

また、独占禁止法コンプラガイドの大部分の記述は、平時における独占禁止法違反行為防止に関するものといえますが、加えて、社内通報や社内監査を端緒として独占禁止法違反行為が行われた疑いが発生した場合での対応についても取り上げられています⁷。もっとも、事業者が予期せず公取委による立入検査等の調査を受けた場面における対応については取り上げられていないため、各事業者が独占禁止法に関するリスクに対して十全に備えるためには、かかる調査を受けた際の対応についても別途検討が必要となります。

3. 独占禁止法コンプラガイドの内容を参考とする際のポイント

本項では、独占禁止法コンプラガイドにおいて紹介されている考え方や具体例のうち、各事業者が参考とする際のポイントを3つに絞り取り上げます。

⁵ 独占禁止法コンプラガイド 1 頁

⁶ このようなグリーン社会実現に向けた取組については、独占禁止法コンプラガイド 1 頁注 1 において、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(2023 年 3 月 31 日) (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331/bessi1.pdf>) の参照が推奨されています。「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」については、ESG／サステナビリティ関連法務ニュースレター(2023 年 3 月) (<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20230327-1.html>) 及び同(2023 年 5 月) (<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-202305025.html>) において、ポイントを絞って紹介しました。

⁷ 独占禁止法コンプラガイド 67-71 頁

(1) 事業内容ごとの独占禁止法違反リスクに応じた対応

独占禁止法コンプラガイドに記載の考え方や取組については、全ての事業者が等しく取り入れるべきものとはされていません。すなわち、個々の事業者ごとの事業内容、市場の特性、市場における地位、活動範囲、事業者団体への加入の有無を分析することを通じて、事業者ごとの独占禁止法違反リスクを識別し、その重要性を分析・評価したうえで、独占禁止法違反の発生可能性・発生時の影響度が高いと評価された事業活動や場面への対応を重点的に行うべきものとされています⁸

そのような重点的な取組の対象となった事業領域の例としては、寡占市場となっている事業、汎用製品の販売事業、談合が行われていた入札等の営業活動、競争事業者との共同開発が増加している事業などが紹介されています⁹。

また、事業者ごとのリスクを踏まえた具体的な取組内容について以下のような状況を想定した記述があり、参考になるものと考えられます。

- 独占禁止法コンプライアンスマニュアル作成時に、「現場の従業員の正しい理解を促進する観点から、各企業が実際の事業活動で遭遇する可能性がある場面に即した禁止される行動リスト・期待される行動リストや、実際の事例に即した Q&A、実際に独占禁止法に違反した場合に企業及び個人が受けることになる不利益に関する記載等を盛り込」んだ取組例の紹介(第 2-1-(3))¹⁰
- 組織体制の構築時に、独占禁止法違反リスクが特に高い事業者においては「独占禁止法コンプライアンスの専任部署又は担当者を設置」することが望ましく、さらに、「各事業部門内にも独占禁止法コンプライアンスに関する専任部署又は担当者を設置し、独占禁止法コンプライアンスの啓発活動や競争事業者との接触状況のモニタリング等のリスク管理が自律的に行われるようにすることも望ましい」との考え方の提示(第 2-1-(4))¹¹
- 独占禁止法に関する監査実施時に、「自社が入札に参加する公共工事の落札率を毎月チェックし、落札率 90% 以上の場合には応札価格の決定プロセスを調査し、独占禁止法違反行為がないかを確認」した取組例や、国際的にも寡占市場となっている製品について法務部門が「競争事業者との接点を見るため、飲食費の使用状況を確認したり、価格に関する情報交換が行われていないか確認するため、入札・見積金額の決定プロセスを検証する等の作業を実施」した取組例の紹介(第 2-3-(1))¹²

(2) 事業者の規模や活動地域に応じた対応

独占禁止法コンプラガイドは、「各国・地域の競争法の収れんが進んでいることもあり、グローバル企業における外国競争法に関するコンプライアンスの取組についても本ガイドが参考になる」ものと位置付けられています¹³。そのうえで、独占禁止法コンプライアンスプログラムを構成する個別テーマごとに、時差、言語、競争法の規制内容の相違などを踏まえた留意点や取組例(各項目における【グローバル企業における取組の例】)が紹介されています。

⁸ 独占禁止法コンプラガイド 14-16 頁

⁹ 独占禁止法コンプラガイド 17-18 頁

¹⁰ 独占禁止法コンプラガイド 23 頁

¹¹ 独占禁止法コンプラガイド 29-30 頁

¹² 独占禁止法コンプラガイド 58 頁

¹³ 独占禁止法コンプラガイド 2 頁

また、中小企業といった管理部門に充てられる人員等のリソースが不足している事業者においては、「自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じ、費用対効果が高いと思われる項目から優先的に取り組み、段階的に取組の範囲を広げていくことが重要である」とされています¹⁴。

(3) サプライチェーン全体への留意

独占禁止法コンプラガイドにおいては、「下請企業等の取引先企業やコンサルタント等の第三者における独占禁止法違反のリスクが自社のリスクにもなり得るような場合」には、以下のような方法により、当該第三者を適切に管理することが望ましいとされています¹⁵。

- 第三者の起用基準や起用に係る申請・承認の仕組みを定めた社内ルールを整備・運用する
- 第三者の起用時にデューディリジェンスを行い独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用状況を確認する
- 第三者が違反行為を行った場合に直ちに契約の解除や損害賠償請求等の措置が取れるような契約を締結する、自社の行動規範を配付して宣誓を求める
- 自社の独占禁止法コンプライアンスマニュアルを配付して研修を実施する、定期的に監査を実施して独占禁止法違反行為がなされていないか確認する
- 内部通報窓口の利用対象者に取引先等の第三者の役職員を含める

もっとも、このような管理の要否・内容を検討するにあたっては、前記(1)で述べた内容が妥当し、そもそも第三者の違反リスクが自社のリスクにつながる場面を特定し、そのような場面におけるリスクの発生可能性や発生時の影響度度合いの高低についての検証がまず必要になると考えられます。

The takeaway

事業者においてカルテル・談合等の独占禁止法違反行為が行われると、高額な課徴金納付命令を含む行政処分が課されるおそれがあるほか、刑事責任や民事上の損害賠償責任が生じる可能性があり、さらにレピュテーションリスク等の負担が生じることとなります¹⁶。独占禁止法コンプライアンスプログラムの導入には、そのようなリスク発生の予防に加えて、「競争阻害的な行為を行わず企業間の競争に正面から向き合い様々な創意工夫や努力を行うことで、より良い商品・役務が生み出され、企業の競争力が向上し企業の持続的な成長・発展につながる」などのメリットがあるとされています¹⁷。

独占禁止法コンプラガイドを参照し、各事業者の事業内容や規模等の特性に応じた独占禁止法コンプライアンスプログラムが整備・運用されることにより、独占禁止法違反リスク発生の予防と、競争的な事業活動の実現が促進されるものと考えられます。

¹⁴ 独占禁止法コンプラガイド 7 頁

¹⁵ 独占禁止法コンプラガイド 34 頁注 23

¹⁶ 独占禁止法コンプラガイド 4 頁

¹⁷ 独占禁止法コンプラガイド 5 頁

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 4,000 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

茂木 諭

弁護士

阪本 凌

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めていただく必要があります。また、本書における意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2024 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.